

# 釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和4年  
8月

## 1 作業を請け負わせる一人親方等に対する保護措置（改正）



令和5年4月から有機溶剤、粉じん作業など危険有害な作業を請け負わせる事業者は、以下のとおり、自社の労働者と同等の保護が義務付けられます。

### 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

局所排気装置等の設備を稼働させる等の配慮を行うこと

特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、その作業方法を周知すること

保護具の使用義務がある作業については、保護具を使用する必要がある旨周知すること

### 同じ作業場所にいる一人親方や他社の労働者、搬入業者、警備員等に対する措置の義務化

保護具の使用義務がある作業場所について、保護具を使用する必要がある旨を周知すること

立入禁止や喫煙・飲食禁止とする場所について、立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること

事故等による退避の必要があるときは、退避させること

化学物質の有害性等を労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること



## 2 新たな化学物質規制（改正）



令和4年5月から順次、化学物質管理体系の見直し、実施体制の確立、情報伝達の強化等の施行がされています。

| 規制項目                  |                           | R4.5~ | R5.4~ | R6.4~ |
|-----------------------|---------------------------|-------|-------|-------|
| 管理体系                  | ラベル表示・通知対象化学物質の追加         |       |       |       |
|                       | ばく露を最小限度にすること             |       |       |       |
|                       | ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存     |       |       |       |
|                       | 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止        |       |       |       |
|                       | 衛生委員会付議事項の追加              |       |       |       |
|                       | がん等の遅発性疾患の把握強化            |       |       |       |
|                       | リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存    |       |       |       |
|                       | 化学物質防災発生事業場等への監督署による指示    |       |       |       |
|                       | リスクアセスメントに基づく健康診断の実施等     |       |       |       |
| 体実施                   | がん原性物質の作業記録の保存            |       |       |       |
|                       | 化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化    |       |       |       |
|                       | 雇入れ時等教育の拡充                |       |       |       |
| 情報伝達                  | 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大  |       |       |       |
|                       | SDS等による通知方法の柔軟化           |       |       |       |
|                       | SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新  |       |       |       |
|                       | SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化 |       |       |       |
|                       | 事業場内別容器保管時の措置の強化          |       |       |       |
| 注文者が必要な措置を講じる設備の範囲の拡大 |                           |       |       |       |
| 管理水準良好事業場の特別規則等適用除外   |                           |       |       |       |
| 特殊健康診断の実施頻度の緩和        |                           |       |       |       |
| 第三管理区分事業場の措置強化        |                           |       |       |       |

例えば

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、譲渡提供する事業場では、**化学物質管理者の選任**が義務となります。

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場では、**保護具着用管理責任者の選任**が義務となります。

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法でSDSの通知が可能となりました。

文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付  
FAX、電子メール  
通知事項が記載されたHPアドレス、QRコード等を伝達し、閲覧を求める。



リーフレット



有機溶剤、特定化学物質、鉛等に関する**特殊健康診断の実施頻度**について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、実施頻度を6か月以内から1年以内ごとに1回に緩和できます。

### 3 熱中症対策の徹底を「STOP 熱中症 クールワークキャンペーン」実施中！

5月から9月までの間、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。



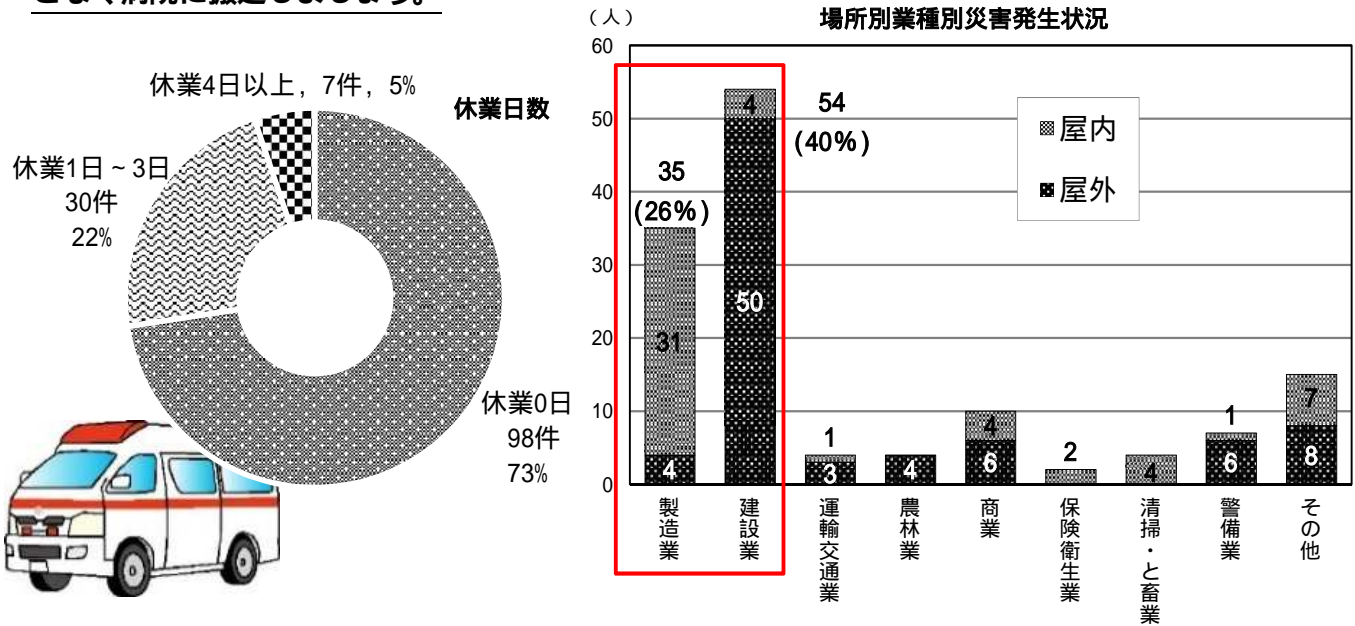
**職場の熱中症で年間最多が8月です。**

令和3年に岩手県内で発生した職場の熱中症発生件数のうち40%が建設業で、大半が屋外での作業中です。風通しの悪い屋内やエアコンが設置できない屋内でも発生しています。

迷わず救急車を呼びましょう！



**熱中症の症状が認められ、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。**



### 3 労働災害発生状況

【令和4年6月末現在（前年同期と比較して7件（14.9%）の増加）】

休業4日以上の労働災害 54件（前年同期47件） 死亡災害 2件（同0件）

#### 【災害事例】

作業現場から同僚と2名で、ワゴン車で事務所駐車場に戻った。車両を仮止めし、サイドブレーキをかけ、車外に出て倉庫に向かった。その後、車両のサイドブレーキのかかりが甘く、また坂道に駐車してしまったため、前方へ逸走しはじめ、その異変に気付いた被災者が、ワゴン車を止めようとしたが、車両と事務所との間に挟まれ、両鎖骨・肋骨・骨盤骨折等により休業見込み6か月の重傷を負った。

#### 運転席を離れるときは

- 駐車ブレーキを確実に掛ける。
- 輪止めを掛ける。
- 駐車は前下がり。

